

文字が書かれた背景を読む

博物館や資料館で見かける古文書や文字資料。ミミズが這ったような字で書かれてるもの、漢字は読めても内容がわからないものなど、華やかな絵画や迫力のある仏像と違ってちょっと地味で、少しとっつきにくい印象はないでしょうか。人が文字を記す時、記録を残したい、人に何かを伝えたい、証明したい、ただメモを取りたいなど何らかの目的があります。文字は、その時代の事象や人びとの気持ちを直接教えてくれる資料といえます。ここでは、文化財に記された文字を読み解き、文字が書かれた背景を紹介します。

“文字が書かれる”ということ

今伝える

今この時のための文字
手紙 帳簿 令状
荷札 手形願文 新聞 など…

未来に伝える

今よりも
未来に向けられた文字
資財帳 棟札 災害碑など…



櫻樹郷守部春
□□□
粗一斛

木簡 柚井遺跡出土1号 県指定文化財
桑名市博物館所蔵・写真提供
桑名市多度町柚井から出土した奈良時代の木簡には、櫻樹郷（現在の太田市と津海市の一部）の守部春口という人物が米を一斛（=十斗=1石=約1,000合）納めたことが記されています。この木簡は、当地に納められた米に括り付けられていた荷札であったと推測され、当時の地域関係を示す貴重な資料といえます。

神仏に伝える

人に読まれる前提ではない文字
願文 経塚 仏像の胎内銘など…

最明寺の供養塔 県指定文化財
最明寺 南伊勢町賛浦
沿岸部にある最明寺の前には2基の災害碑があります。江戸時代に起こった宝永地震（1707年）と安政地震（1854年）の家屋流出数や犠牲者数が記された上、「地震の後には津波が来る。後の世のためにここに記す」「この石碑まで津波が来た」という記述がみられ、未来の人びとへ切実な警鐘を鳴らしています。



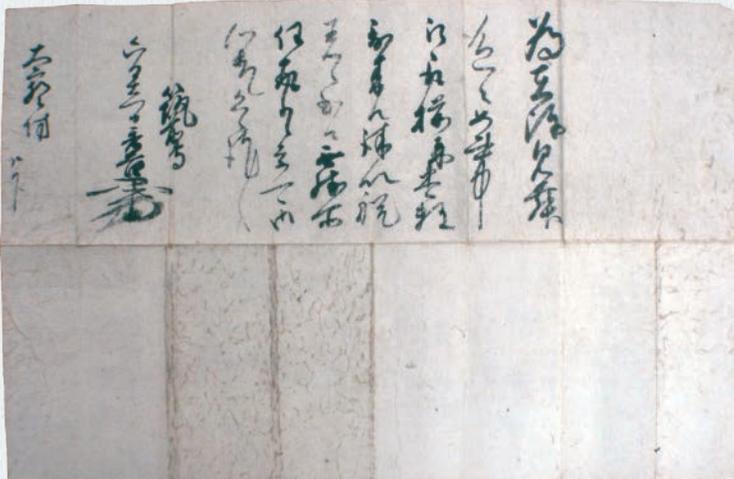
鉄製宝篋印塔 県指定文化財
醫王寺 松阪市飯南町向粥見
供養塔の側面には、江戸時代の宝永3(1706)年に醫王寺の僧侶洞虚徹と京都の村井光円を願主として大坂、京都、千葉、山口の寺院などと結縁し、塔を建立し納入品を納めたことが記載されています。造立の経緯や当時の広範囲な宗教活動がうかがわれる歴史的資料であり、神仏に対し功德を積んだことを伝える文章といえます。



臨濟正傳三十四世
法王梅嶺道雪老僧謹撰
僧侶 醫王寺の
京兆護法村井光圓喜捨
願主
当寺重興沙門洞虚徹立
津城下
本國津城治工辻但馬掾
藤原秀種
おの
物抱
師え
の
藩町

文字資料の代表例 古文書

平安時代に平仮名ができて以降、文字の一部をくずして書いた「くずし字」が多くなり、現代の私たちは訓練なしでは文字そのものを読むことすらできません。古文書として一般的な書状には差出人・受取人・本文・日付を記載するルールがあり、それらをヒントに読み進めることができます。ここでは、寺院に伝わった古文書の一例を見てみましょう。



大宝院文書 県指定文化財
大宝院 津市大門

「折紙」という書状形式

観音寺（津観音）の本坊である大宝院に伝えられた、室町時代から江戸時代後期にかけての古文書群。伝来過程が明確であり学術的文化的な価値が高い県内第一級の資料です。上の文書は、秀吉の布陣（小牧・長久手の戦いとされる）に対し大寶坊が巻数（戦勝祈願用のお経）等を送ったことに対する秀吉の礼状です。

為在陣見舞
色々如書中
被取揃并巻数
到来候、殊以祝
着之至候、無残所
任存分候条可御
心安候、恐々謹言
筑前守
六月十二日秀吉（花押）
大寶坊
御報

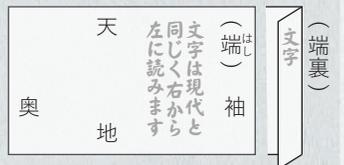


秀吉花押 秀吉朱印

豆知識

文書の部分呼称

紙のことを料紙（りょうし）といいます。端を折った裏には、手紙の宛先や差出人、本文の要旨や日付が書かれることがあります。



花押と判

差出人の署名や判はその文書が正文（正式な文書）であることを証明しています。自署を記号のように模様化して書かれたものを花押、書判といいます。

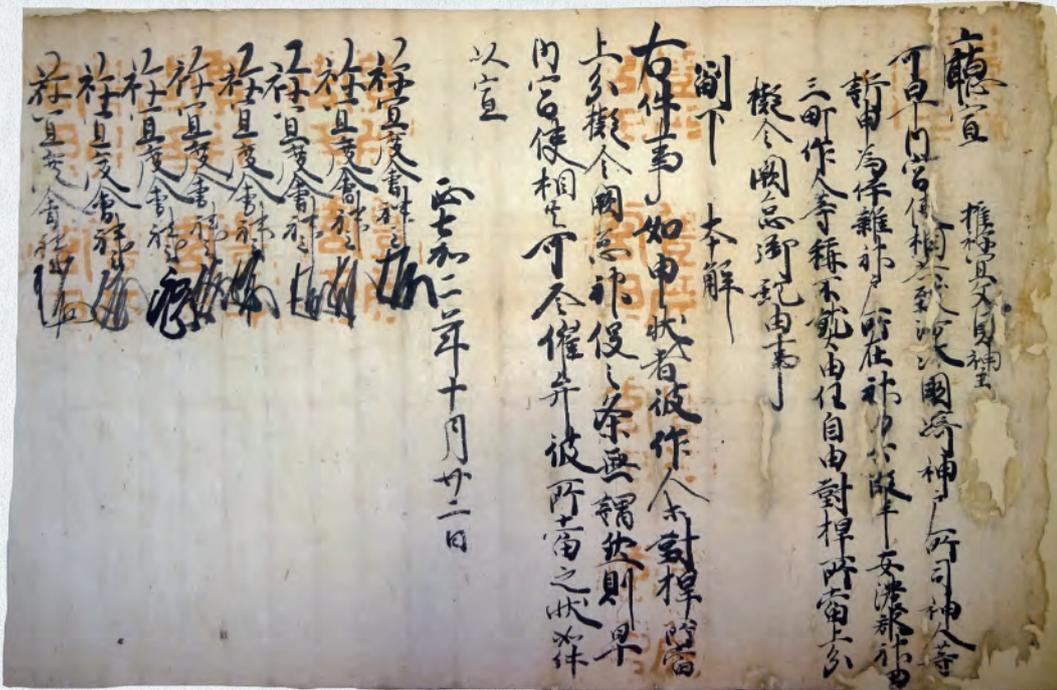
今伝える

国崎文書

訴えを裁く

所有者 国崎町自治会
時代 鎌倉～室町時代
指定区分 県指定文化財

国崎（鳥羽市国崎町）は、今なお伊勢神宮に奉納される熨斗鮫が調整されており、古くから海産物が豊かな地です。神宮領の一種である国崎神戸であったため、地域の権益を守るために神宮と折衝した文書が残されています。



廳宣 権祢宜文貞神主
可早内宮使相共致沙汰、国崎神戸所司神人等
訴申、為伊雜神戸所在神田六段半、安濃郡神田
三町作人等、称不熟由、任自由対捍所当上分、
擬令關念御咆由事、
副下、本解
右件事、如申状者、彼作人等対捍所当
上分、擬令關念神役之条、無謂、然則、早
内宮使相共、可令催弁彼所当之状如件、
以宣、正嘉二年十月廿二日
祢宜度会神主（花押）
（以下七名略）



国崎と神宮と“のしアワビ”

神宮御料鮫調製所のある国崎町鑑崎

正嘉2(1258)年のこの文書は、国崎神戸に納められる伊雜神戸（志摩市磯部町）と安濃郡（津市）の神田からの上分（米）が、収穫が良くないとの理由で作人から国崎へ納められないため国崎の勤め（熨斗鮫の調進）ができない、という訴えに対し、外宮祢宜庁が訴えを認め、内宮使と共に上納を催促するよう通達したものです。国崎町には、ほぼ同内容の内宮庁宣も残されています。

国崎の熨斗鮫づくりは県指定無形民俗文化財に指定されています。
のし袋のこの黄色い部分は鮫（鮫）を表しています。



熨斗鮫づくり



鮫を薄くそぐ



熨斗鮫の干し場

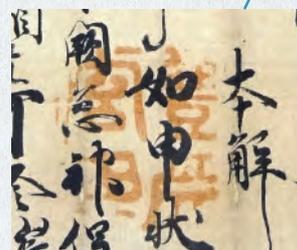
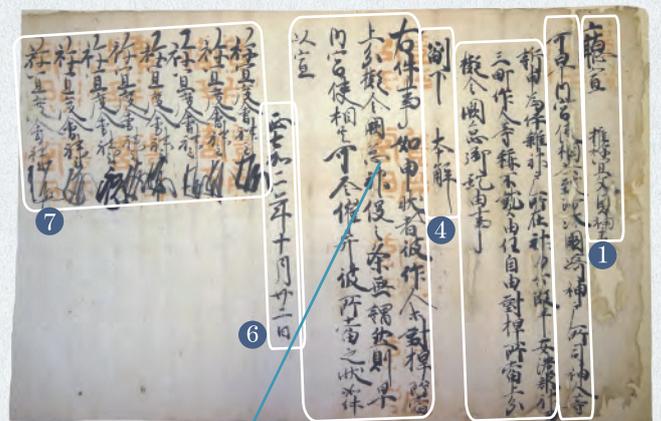


献上される熨斗鮫

写真：国崎町内会提供 神宮司庁許可

国崎文書を読む！

- ① 「庁宣」の宛先。この場合の「庁宣」は、外宮祢宜庁の通達、という意味です。
- ② 文書の冒頭に書かれる、通達の中身を簡単に記した部分、「〇〇の事」で終わる場合が多いので、「事書」と呼ばれます。
- ③ 訴状の内容を記した部分。伊雜神戸と安濃郡にある神田の作人が、不作を理由に上分（米）を納めないの、鮫（熨斗鮫）の調進ができない、としている。②・③を合わせることで、国崎神戸の所司・神人（神社に属する庶民）が外宮（豊受宮）の権祢宜文貞を通じて訴えたことがわかります。
- ④ ③の訴状（立場が下の者が出す文書を「解」としています）を、この文書と併せて送り返すことを意味しています。
- ⑤ 事書（②）の内容をより詳しく書いた部分で、「本文言」といいます。
- ⑥ 文書の日付
- ⑦ 係が作成した文書が8名の祢宜（しよかぎ）に回覧され、花押を据えています。これで、本文言の方針が了解されたこととなります。「度会神主」とあるので外宮、すなわち外宮庁宣となります（内宮は「荒木田神主」）。ちなみに、内宮・外宮ともに正祢宜は8名で右側から一祢宜、二祢宜の順に強い権力を持っています。



この文書には、11ヶ所に朱印（角印）が押されています。印文は「豊受宮印」と刻まれており、外宮の印と分かります。

海藻を採ること許可されています！

所有者 八代神社
 時代 室町時代
 指定区分 県指定文化財

神島の八代神社には、神島（鳥羽市神島町）へ入船し、海藻の荒布を採取（漁業）することを許可した木製の札が6枚残されています。いずれも永禄6（1563）年5月29日の年月日が記されています。表裏面には、据えられた花押だけが異なる、同じ内容の文章が書かれています。神島の岩礁地帯で荒布（アラメ）を採るために必要だった、いわば「通行手形」です。

表面

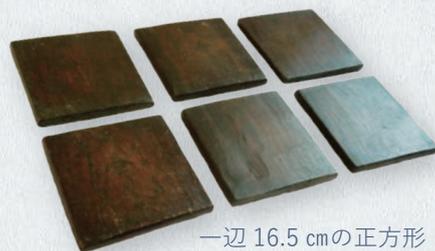


裏面



【裏面】
 神島入荒布船之事
 五丁立 七艘之内
 (花押B) 合老艘者 船頭
 右無子細所如件
 永禄六年癸亥五月廿九日

【表面】
 神島入荒布船之事
 五丁立 七艘之内
 (花押A) 合老艘者 船頭
 右無子細所如件
 永禄六年癸亥五月廿九日



変則的だけど、ちゃんと「文書」です！

1行目は文書でいう「事書」で、荒布採取のために神島に入る船だとして記されています。2行目は船の規模と数。3行目は花押及び1艘あたりの船数。一面を除き「船頭」と記載されています。4行目は文書でいう「本文言」で、3行目までの内容に間違いがない、と記されています。このように、変則的ですが、文書の様式となっています。

記載の内容から、神島へ荒布採取のため入船する五丁立の船7艘それぞれについて、2人の領主（花押A・Bの主）が証明した通行手形の一つです。「五丁立」とは櫓の数によって船の大きさを表す基準のことで、片舷2丁ずつと船尾1丁の櫓を持つ小型船を指すと考えられます。



伊勢湾に浮かぶ神島

海上で使うための工夫

「通行手形」は、普通は紙で作られます。この資料が木製なのは、水濡れしやすい海での作業時に、常に携帯する必要があったためと考えられます。表面に柿渋が塗られているのは、海水で文面が荒れることを防ぐためでしょう。

同じ文面を表裏に書き、それぞれ別人が花押を据えて証明しています。これは、神島で漁撈をするためには二人の領主から許可を得る必要があったことを示しています。二人の領主は、例えば下の図のような区分で「領海」を決めていたと思われる。室町時代・戦国時代の海の権益を考えるうえで、神島入荒布船木札は全国的に見ても、とても珍しい貴重なものなのです。

アラメ荒布とは？

アラメは海域の岩礁部に繁茂する海藻の一種です。江戸時代の志摩半島沿岸部では「海産第一」とされ、救荒時の備蓄用あるいは副食用として主に京都・大坂など関西方面で喜ばれました。今も神島や菅島で収穫され、佃煮や干物が作られています。

志摩半島側からみた神島
 (奥は渥美半島)



採取後港で干されているアラメ (菅島撮影)



今伝える

尾鷲大庄屋文書

お わせ おお じょう や もん じょ
願いを申し出る

所有者 尾鷲市
時代 江戸時代
指定区分 県指定文化財

尾鷲大庄屋文書は江戸時代の尾鷲組大庄屋のもとに残された古文書で、現在は尾鷲市の所有となっています。藩からの連絡、管轄村（浦）や寺社から届いた事案などを書き留めた冊子（「御用書状留」、「寺社方諸願扣帳」など）が伝来しており、江戸時代の村と村人の様子がわかる、超一級の資料です。



1684冊が
県指定文化財に
指定されています
※一紙文書は
対象外

大庄屋とは？

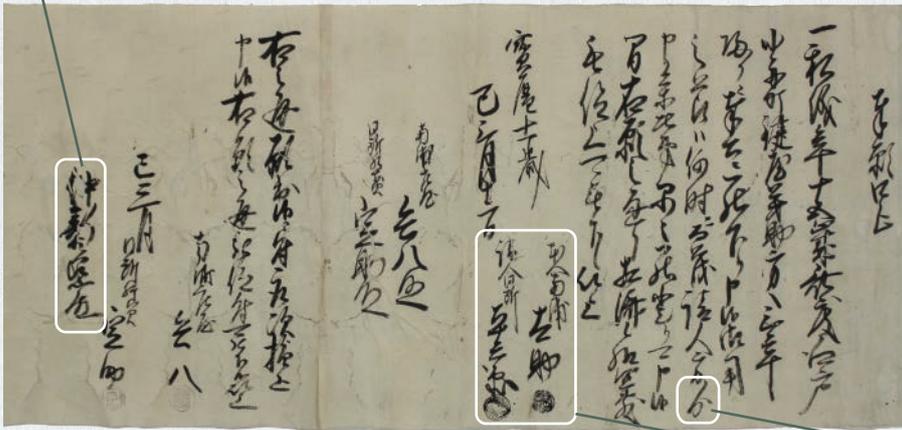
大庄屋とは、藩が設定した「組」を統括する人物のことです。「組」は複数の村（今の大字にあたる単位）を包括する、当時の行政単位（尾鷲大庄屋が包括するのは尾鷲組）で、大庄屋になるのは地元の有力者が多く、藩が任命しました。

江戸時代の尾鷲は、和歌山藩（紀州藩）領のうちの「和歌山本藩領」と呼ばれる地域でした。和歌山藩は、田辺城・新宮城（以上は和歌山県）・田丸城・松坂城（以上は三重県）に城代を置きました。これらは「新宮領」や「田丸領」などと呼ばれ、城代などにある程度の支配を委任していました。これ以外に、和歌山城周辺地域のほか、口熊野代官所（和歌山県すさみ町）や奥熊野代官所（三重県熊野市）・白子代官所（三重県鈴鹿市）などを置き、本藩が直接支配する地域（本藩領）もありました。尾鷲は本藩領で、木本（熊野市）に置かれた奥熊野代官所の支配下でした。

尾鷲大庄屋と地域のしごと ~大庄屋文書を読み解く~

尾鷲大庄屋文書には、県指定となっている冊子のほか、冊子になっていない古文書が多数あります。このなかの文書から、尾鷲大庄屋をはじめとした地域の人びとの様子を垣間見てみましょう。

宛先。尾鷲組大庄屋です。苗字があり、彼が「半士半農」=地主であることがわかります。



一、私儀、奉願口上
小舟町鍵屋義助方へ三年、此度江戸
帰二奉公ニ罷下り申候、御用
之節ハ、何時ニ罷登り可申候
申参次第、早リ罷登り可申候
間、右願之通り相濟候様、宜敷
被仰上可被下候、以上、
本人南浦
太助印
宝曆十一歳
巳三月十二日 請合所
平兵衛印
南浦庄屋
兵八殿
同所肝煎
定助殿
右之通願出候ニ付、取次指上
申候、右願之通、被仰付可被下候、以上、
巳三月 南浦庄屋
兵八印
同所肝煎
定助印
仲新右衛門殿

この一字で「より」と読みます

申し出た二人の署名と押印。平兵衛の肩書は「請合所」とあり保証人のような立場です。

②: 南浦庄屋・肝煎が大庄屋あてにしたためた手紙

①: 太助・平兵衛が南浦庄屋・肝煎あてに出した手紙

③: ①に②を貼り継いで、南浦庄屋・肝煎が大庄屋に提出

尾鷲南浦の太助くん、江戸での奉公を希望し認められる

尾鷲の南浦に住む太助くん、宝暦 11(1761)年に 15 歳になったので「江戸（東京）で働きたい」と願っていました。そこで太助くんは、平兵衛さんを保証人として、南浦庄屋の兵八さんと肝煎の定助さんあてに、江戸で3年間働きたいという願いを書いた手紙を出しました。手紙を受け取った兵八さんと定助さんは、太助くんの手紙に紙を貼り継ぎ、「太助の願いを叶えてあげてほしい」と記し、大庄屋の仲新右衛門さんに提出しました。この文書が大庄屋の手元に遺されているので、太助くんの願いは聞き届けられたと考えられます。

文書からわかること

文書にある「江戸小舟町」は今の東京都中央区日本橋小舟町。太助くんはそこにある鍵屋義助さんの店で働く（奉公）ことを願っています。太助くんの保証人となった平兵衛さん、あるいは太助くんの両親をはじめとした関係者に、江戸の店と人脈があることがわかります。こういった願いは、最初に居住地の庄屋・肝煎に出され、その後で大庄屋へと届けられます。村の管理を担うのが庄屋・肝煎で、大庄屋は組内の村人がどのように出入りしているのかを管理する立場だとわかります。

初瀬街道は大和国初瀬（奈良県桜井市）から伊賀国を通り伊勢神宮へとつながる街道で、江戸時代には大坂をはじめ西日本からお伊勢参りに訪れる人で大変な賑わいを見せていました。全国各地の村々では、お伊勢参りをするための資金を皆で出し合い、年毎に1～2名の者に代参させる「伊勢講（参宮講・神明講）」を組織していました。旅行が一般的になった江戸時代においても、宿場での、「博打・買春・酒乱」等の風紀の乱れ、宿泊料金の「ぼったくり」は旅人の悩みの種でした。文化元（1804）年に大坂玉造の旅籠組合「浪花組」（天保12（1841）年に「浪花講」と改称）は「博打・買春・酒乱・ぼったくり」等のない優良旅館を指定し「浪花講」の看板を掲げることで、旅人が安心して旅行できる仕組みを整えました。

阿保宿の参宮講看板

阿保宿（現在の伊賀市阿保）は、初瀬街道の宿場町で、「たわら屋」「神戸屋」「うり屋」などの旅籠が軒を連ねていました。「たわら屋」には、参宮講看板76枚が残されており、県有形民俗文化財に指定されています。

たわら屋の参宮講看板は年号が入っている最も古い事例は、文政13（1830）年のものがあり、新しい事例は明治29（1896）年のものがあります。これらは、江戸時代後期から明治時代にかけての旅文化を知る上での貴重な資料となっています。



宿場町の面影が残る現在の阿保宿

【裏面】
天保二辛卯年三月吉日
明石施主
阿保定宿 高木屋源兵衛
俵屋義左衛門殿 安田屋久兵衛

【表面】
石講 明石施主
内宮御師一ノ木重太夫
世話人 講元

表面



裏面



参宮講看板を読み解く

参宮講看板に記されている内容は主に、講名・所在地・講元・世話人・年号（看板製作年または講結成年）があります。また、講ごとのシンボルマークが描かれており、大坂大川組の帆船（帆に○大）や大坂開栄の蛤、京都和可栄の刀に脇差、大和松繁講の右三階松など様々な文様があり、大変興味深いです。

参宮講看板にみられる地名を調べてみると、現在の大阪市が最も多く、次いで京都市の地名がみられます。最も遠くの地名は四国の愛媛県松山市でした。このことから、初瀬街道を使う参宮客が大坂と京都の上方二大都市を中心とし、関西・中国・四国各地方の村々からも旅人がいたことがわかります。



大坂大川組



大坂開栄



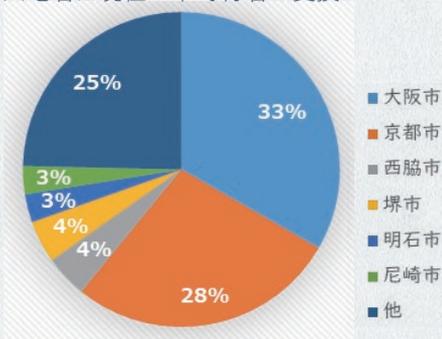
京都和可栄



大和松繁講

阿保宿参宮講看板にみられる地域割合

※地名は現在の市町村名に変換



| 地域 | 回数 | 地域 | 回数 |
|------|----|-----|----|
| 大坂 | 23 | 西脇市 | 3 |
| 大阪市 | 3 | 明石市 | 2 |
| 堺市 | 1 | 尼崎市 | 2 |
| 豊中市 | 1 | 西宮市 | 1 |
| 八尾市 | 1 | 加東市 | 1 |
| 池田市 | 1 | 三重 | 1 |
| 吹田市 | 1 | 名張市 | 1 |
| 京都 | 19 | 伊賀市 | 1 |
| 京都市 | 19 | 岡山 | 1 |
| 福知山市 | 1 | 倉敷市 | 1 |
| 奈良 | 1 | 岡山市 | 1 |
| 奈良市 | 1 | 愛媛 | 1 |
| 桜井市 | 1 | 松山市 | 1 |
| 宇陀市 | 1 | | |
| 平群町 | 1 | | |
| 川西町 | 1 | | |

未来に伝える

美濃夜神社棟札

新築や修理の記憶をつなぐ

所有者 美濃夜神社
時代 平安時代～江戸時代
指定区分 県指定文化財
所在地 津市芸濃郷土資料館

美濃夜神社は津市芸濃町雲林院にある神社で、かつては溝淵大明神と呼ばれていました。美濃夜神社棟札等は32件あり、そのうちの31件が三重県指定有形文化財（文書）となっています。最も古い棟札は康和5（1103）年や寛元2（1244）年の年号が記されており、古く平安時代後期からの歴史があることを物語っています。

棟札は建物の造営、修理等に伴って作成・奉納されます。寺院や民家では、文字通り建物の棟に打ち付けられますが、神社の場合は「置札」とも呼ばれ、社殿内に納められます。棟札は「神仏に捧げる」意味もありますが、未来の修理時に参考となるよう、その時の費用や関係者などが記されているものも多く見られます。



いろいろな時代のいろいろな棟札

ここに掲げたのは、①寛元2（1244）年に記された棟札、②寛正3（1462）年の棟札、③慶安元（1648）年の大丸八王子宝殿の造営の棟札、④文化2（1805）年の御膳奉納の札、⑤文化12（1815）年の葺棟棟梁奉納の棟札です。建物の造営だけでなく、様々なことで棟札が作成・奉納されることがわかります。

棟札の使い方（多気町丹生 神宮寺）

実際に屋根裏の柱に打ち付けられている状態です。修理毎に奉納されるので、複数の棟札が見えます。写真の建物は棟の無い宝形造なので、棟札は中央の柱に打ち付けられています。

神社造営も支援した戦国領主長野氏

弘治元（1555）年に鳥居を寄進した際に記された棟札を見てみましょう。この棟札では、溝淵大明神（美濃夜神社）は当郡（安濃郡）の「惣社」（最高位の社）とされています。鳥居寄進の代表者（大檀那）として、「雲林院 工藤 高均」とあります。これは、雲林院を本拠地とする工藤高均と解釈されています。工藤氏は長野工藤氏ともいい、この一族は代々「高」の字を通字として用いています（12ページの殿村自治会所蔵、阿弥陀如来坐像胎内銘参照）。

裏面には安部六郎衛門尉をはじめ四人の名が書かれています。長野氏が鳥居の造立にあたって責任者（奉行）として任命した人物です。4名の者を任じていることから、鳥居の造立は長野氏にとっても大きな事業だったことが窺われます。なお、奉行のうち、「絶太」の「絶」は不確定。別の読みができるかも知れません。

呼び寄せられた大工さん

表面左には、細かい字で17名の大工が書かれています。代表者は藤原太郎左衛門尉と七郎左衛門尉で、他の大工は、右上に住所と見られる地名が書かれ、忍田、中世古（雲林院地内の地名）、山室（津市大里山室町）、椋本（津市芸濃町）、もか□（不明）、三田（不明）、荒木（津市安濃町）が見えます。一字（1基）の鳥居に大人数かつ広範囲から大工が呼び寄せられているので、かなり立派で大規模な鳥居だったと想像できます。

鳥居造立に参加した大工の住所

美濃夜神社と同じ安濃川の流域から、多くの大工が呼び寄せられました。

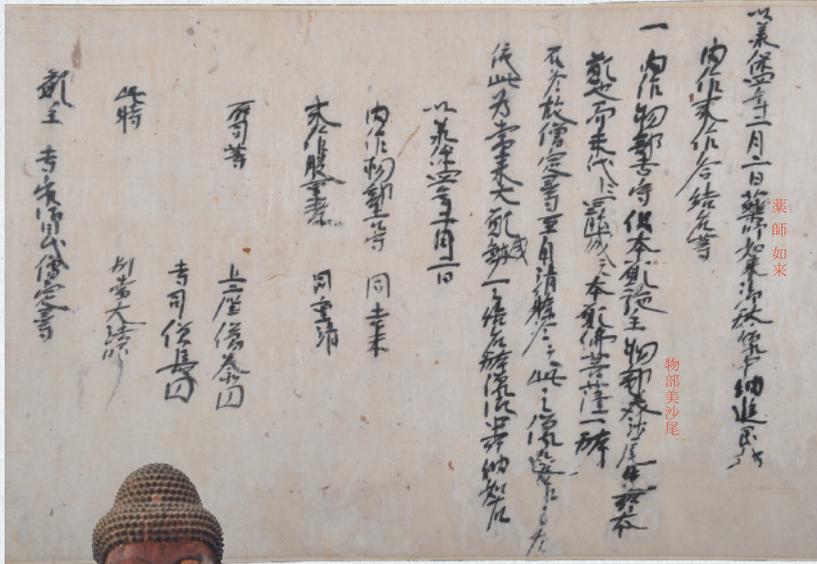


タテ 64.8cm × ヨコ 14.4cm

神仏に伝える 四天王寺 極楽浄土を願う 薬師如来坐像納入品

民部田所勘注状 外古文書四通
 所有者 四天王寺
 時代 平安時代
 指定区分 国指定重要文化財

四天王寺に伝来した平安時代の薬師如来坐像の胎内には、5通の古文書とそれに関連する品々が遺されていました。このうち一通には、物部美沙尾という人物が薬師如来の造立を願ったが完成前に亡くなり、意思を引き継いだ僧の定尋によって承保4(1077)年に仏像が完成された旨が記されています。同じく納入された「結縁交名状」3通には地元の豪族が人物が名を連ね、死後に浄土へいけるよう願いが込められていました。



以承保四年二月二日、薬師如来御躰像中納進民部
 内作来作各結名等
 一内作物部吉守、但本願施主物部美沙尾、先所本願也、而未代に罷成天、本願佛菩薩一鉢、各故僧定尋至用清鉢各天、此之像造作口、依此為当来大願勢一、結名鉢像御中所納如右

以承保四年二月二日
 内作物部吉守 同吉末
 来作勝重孝 同重清
 所司等 上座僧兼円
 寺司僧長円
 別当大法師
 願主 寺家御目代僧定尋



国指定重要文化財 薬師如来坐像



針 麻糸 銅鏡



扇の骨 櫛

薬師如来に納められた品々

木彫像は木が乾燥して割れないように内側をくりぬくことが多く、その胎内には神聖な場所とされ、発願者ゆかりの品や願いを込めた物が納められることがあります。薬師如来坐像の胎内には、古文書のほか櫛、銅鏡、縫針などが納められており、これらは物部美沙尾の遺愛品と考えられています。



結縁交名状3通

サイコロ、ガラス玉、タカラガイ

四天王寺の寺領がわかる古文書

仏像の胎内には、平安時代の康平5(1062)年に書かれた「民部田所勘注状」も納められていました。当時の安濃郡内にあった178町に及ぶ四天王寺の寺領範囲が確認できる貴重な資料です。古代の耕地区画にあたる条里形地割の坪付(所在地と面積)が記されており、塔世・渋見・垂水など津市に今も残る地名が登場しています。



※複数の写真を合成しています

民部田所勘注状の末尾部分

文書の末尾には、文書を記した人物の名前が記されています。康平5(1062)年にこの文書を記した少録中原奉任と大丞藤原孝範はいずれも朝廷の民部省役人とみられます。その前の一文から、弘仁12(821)年に検田した際の記録から四天王寺分を抜き書きしたものであることがわかります。

五条三上岡里七一反：
 六条三渋見里十六一町：
 三条七人田里卅四一七反：
 一条七垂水里十九一七反：
 百歩



安濃川にかかる塔世橋

右依脚宣引勘弘仁十二年天長五年
 等因帳勘注如件
 康平五年五月十三日
 少録中原奉任
 大丞藤原孝範

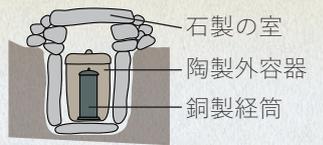
民部田所勘注状
 一 勘田四天王寺領田畠事
 一 在伊勢国安濃郡一町：
 宇陀世寺

神仏に伝える 経塚出土品

極楽浄土を願ったタイムカプセル

伊勢国朝熊山経ヶ峯経塚出土品
所有者 金剛證寺 時代 平安時代
陶製経筒
所有者 神宮寺 時代 平安時代

経塚の模式図



平安時代後期、仏教が廃れる「末法」の世が来るとい考え方が広がり、貴族や僧侶たちは日本各地に経塚をつくりました。経塚とは、仏法を未来へ残すために、仏教の教えの根本である経典を経筒という容器に入れ地中に埋納した施設のことで、現代でいうところのタイムカプセルです。経塚の多くは、霊験あらたかな山の上につくられました。

伊勢神宮との関わりを示す経塚

伊勢市にある朝熊山経塚は、皇大神宮（伊勢神宮内宮）の背後にそびえる朝熊山の山頂付近につくられた経塚です。昭和34年の伊勢湾台風による倒木を撤去した際にみつかった経筒や銅鏡、経典などが国宝に指定され、その後発掘調査も行われました。朝熊山では43基の経塚がみつかり、現在は国指定史跡となっています。



朝熊山経塚



宮川河口から見た朝熊山、標高553m

誰がいつ経塚をつくったのか？

国宝に指定されている1号経塚の陶製経筒表面には平安時代の承安3(1173)年8月11日に、伊勢大神宮の荒木田神主時盛と度会宗常がこの経筒を朝熊山に奉納したことが刻まれています。経筒に刻まれた文字から、神宮の神官が朝熊山経塚の造営に関わったことが推測され、伊勢における神仏習合を考える上で重要な資料といえます。

同じく国宝の3号経塚出土銅製経筒側面には、平治元(1159)年8月14日に伊勢国度会郡山田郷の常勝寺で比丘尼真砂が中心となり法華経を書写し、翌15日に勝峰山(朝熊山経塚のある金剛證寺の山号)に埋納したことが記され、経筒内には同じく平治元年の日付が入った経典が13巻納められていました。3号経塚には、経典13巻とともに阿弥陀三尊来迎図が線刻された銅鏡2面も納められました。銅製経筒の銘文と埋納品から、平安時代の人びとが極楽浄土を願ってこぞって朝熊山に経筒を納めた姿をうかがうことができます。



【裏面】□□散位度会宗常

【正面】奉造立
如法経龜壹口事
右志者為現生後生安穩
大平也
承安三年八月十一日
伊勢大神宮権禰宜
正四位下荒木田神主時盛

1号経塚陶製外容器



3号経塚銅製経筒

平治元年八月十五日伊勢国度会郡山田郷
常勝寺比丘尼勸進如法華畢、同国勝峰山奉安置之、
為于常勝寺比丘尼勸進如法華畢、同国勝峰山奉安置之、
結縁比丘僧定西 尋西 巖雅 弥永 巖西
遵西 真□ 定意 玄隆 □勝 巖西
勸進比丘尼真妙敬白



3号経塚 銅鏡



3号経塚 銅鏡



朝熊山にある金剛證寺本堂は国の重要文化財



3号経塚 経典

奉施入
如法経箱一
右為施入意趣僧禅仁
現世安穩後生善処也
承安二年八月十八日
鍛冶御園住人僧觀秀
之造
於我滅度後 応受持是經
是人於仏道 決定无有疑
願以此功德 普及於一切
我等与衆生 皆共成仏道



丹生の神宮寺に伝わった経筒

多気町丹生にある神宮寺の境内から出土したと伝わる陶器製経筒(県指定有形文化財)の表面には、平安時代の承安2(1172)年に僧侶観秀が功德や成仏を願ってこれを納めたことが記されています。その年号は朝熊山1号経塚と1年違いであり、当時僧侶や貴族が各地で経塚をつくったことがわかります。

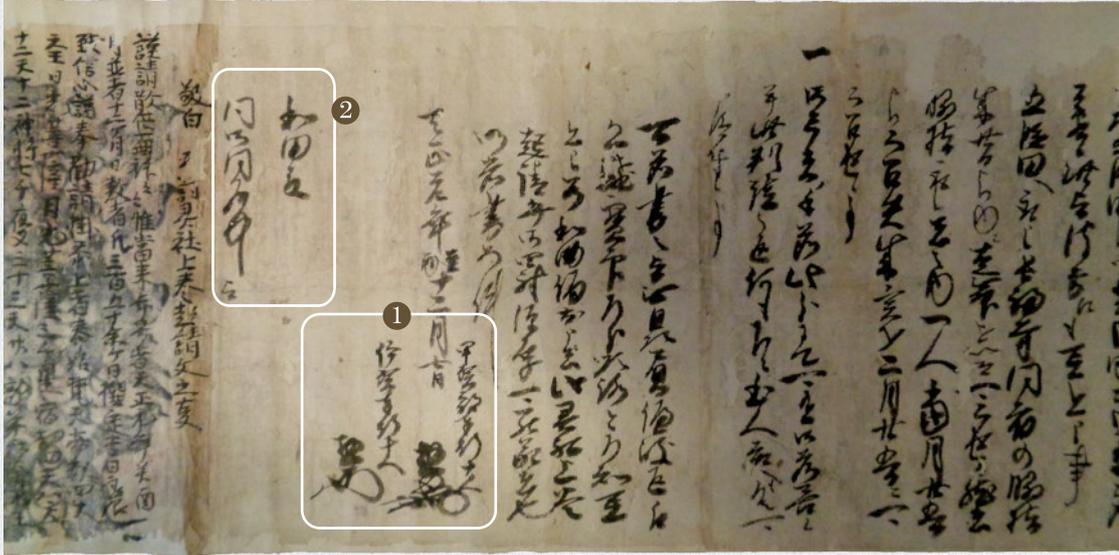


神宮寺(丹生大師)

神仏に伝える 甲賀郡奉行惣・伊賀奉行惣 連署起請文 神仏に誓って約束する！

所有者 伊賀市
 時代 室町時代・戦国時代
 指定区分 県指定文化財

「忍者」で著名な伊賀と甲賀。となり合うこの地域は、六角氏（滋賀県南部）や北畠氏（三重県中部）にも支配されず、小規模な領主どうしが「惣」というまとまりを形づくって治めていました。天正元（1573）年、両地域の境目をめぐって発生した争論は、伊賀国奉行10人と甲賀郡奉行10人の話し合いにより、神仏に誓う「起請文」のかたちで収められました。



- ① 差出人の署名と花押
 甲賀郡奉行十人
 惣（花押）
 伊賀奉行十人
 惣（花押）
- ② 文書の宛先
 和田殿
 同御同名中参



ぞろぞろ峠（伊賀市側）

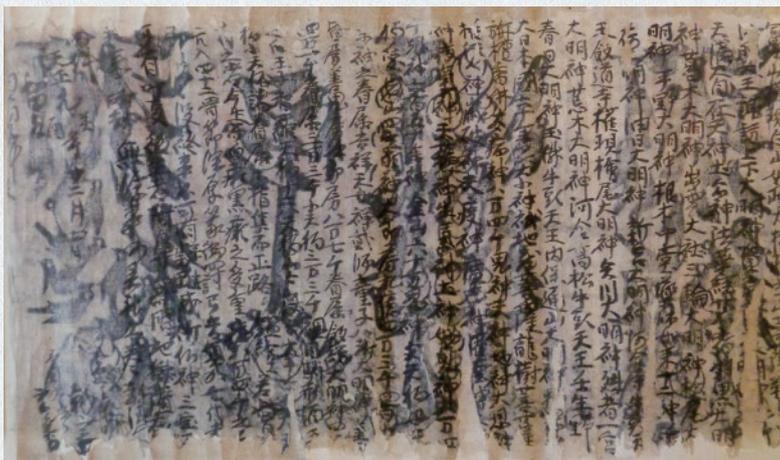
伊賀と甲賀のせめぎ合い

文書は、2枚の前書と3枚の起請文で構成されています。起請文は天正元年12月4日付けで作成され、「牛王宝印」が押された紙を裏返し、神仏に誓う旨の内容を記した後、伊賀・甲賀の「奉行人」それぞれ10名が署名・署判しています。前書は3日後の7日付けで、起請文を貼り付け、ひとまとまりとしたものを、甲賀の領主である和田氏へ提出するかたちとなっています。

内容は、伊賀上柘植村（現在の三重県伊賀市柘植町）と近江和田村・五反田村（滋賀県伊賀市甲賀町）の間に起こった土地の境界争論を、甲賀郡奉行と伊賀奉行が相談のうえ裁決した結果が記されています。この時、北の端は「ぞろぞろ峠から川」とされました。ぞろぞろ峠は、現在は東海自然歩道の一部で、伊賀市柘植町から亀山市加太北在家へと通じる山道にあります。

なお、3枚の起請文は、圖案化されたカラスを組み合わせた「烏文字」で「那智瀧宝印」と刷った牛王宝印を使っています。

起請文の末尾部分



この範囲が1枚の牛王宝印です

現在の熊野牛王宝印
 （熊野那智大社の「那智瀧宝印」）



「牛王宝印」は、版画と同じ方法で作られる印刷物で、墨で摺った面に朱印を押して完成です。ここで紹介した「起請文」のほか、このままで魔除け札として、今でも使われます。熊野の牛王宝印が著名で、今も熊野三山で入手することができます。

その後の紛争で証拠書類に！

この起請文が取り交わされた天正元年から33年後の慶長11(1606)年、近江の和田・五反田村と伊賀の上柘植村との間で用地の境界争論（山論）が起こります。その時に和田・五反田村は天正元年の文書を証拠として提出しました。伊賀と甲賀の山論は明治40(1907)年まで続きますが、その間、この起請文は証拠書類として大切に保管されてきました。

伊賀甲賀山論の位置図



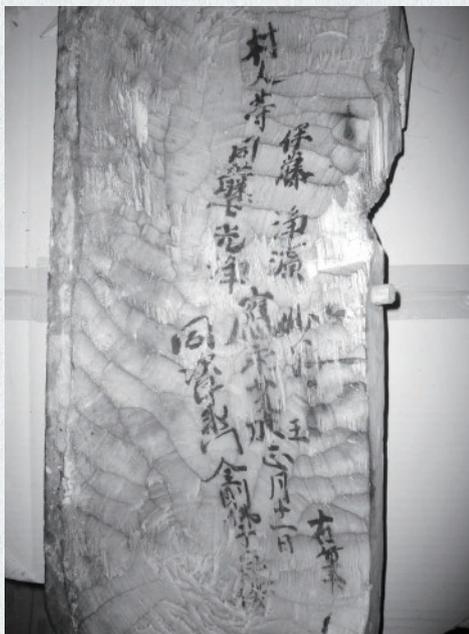
■ 入会地（和田・五反田村が上柘植村に使用料を支出）
 ≡≡≡ 和田・五反田村が自領と主張する範囲

神仏に 伝える

あ み だ に よ ら い ざ ぞ う た い ない めい 阿彌陀如来坐像胎内銘 功德を願う

所有者 殿村自治会
時代 室町時代（銘）
指定区分 県指定文化財

津市大字殿村に所在する願応寺（廃寺）の本堂に客仏として安置されている木造阿彌陀如来。像高約 86.4 cm で、平安末期の制作と考えられます（県指定有形文化財）。この像に胎内銘のあることはこれまでも知られていましたが、令和 3・4 年度の解体修理事業に伴う調査ではっきりと文字が確認できました。



像内膝裏に書かれた文字



像内背面に書かれた文字

像内背面
大檀那満高 御代官中尾善友
住持再興 金剛佛子良俊
作者 同阿彌陀佛

像内膝裏
伊藤 浄源 妙口
村人等 同藤七 光浄
同次郎衛門 金剛佛子良俊

應永廿九年正月十一日
右筆



膝裏

仏像の胎内に修理関係者の人名が！

銘文は、像背面と膝裏の 2 箇所に分かれています。いずれも室町時代の応永 29(1422) 年に書かれたものです。仏像は平安時代末期頃に制作されたものなので、銘文は応永 29 年に修理をした際に記したものと考えられます。

この銘文は、修理をする際や、仏像を逆さまにしない限りは見えません。つまり、人に見せるために書かれたのではなく、神仏にこそ知って欲しいという、「功德の願い」を込めて書かれたと考えられます。

像内背面 冒頭に大檀那（満高）とその代官（中尾善友）の名が記されています。「住持再興金剛佛子良俊」はこの修理事業発起人となった住持＝寺の住職です。「同阿彌陀佛」は修理した仏師の名です。

像内膝裏 ここには、修理事業に賛同して金銭等を寄進した人物（村人等）が記されていると考えられます。「村人」と言いながらも苗字があり、記載の状況から全て伊藤氏です。「金剛佛子良俊」は像内背面銘にも登場する寺の住職で、彼が右筆（書き手）となって伊藤浄源らの名を記しています。

安濃郡の領主 長野満高が修理援助

大檀那の「満高」とは、安濃郡の領主、長野氏の当主である長野満高と考えられます。中尾善友はその被官（家来）です。伊藤氏は、殿村区付近に居住した有力な土豪と考えられます。

この銘からは、仏像修理が在地の領主である長野氏の支援のもとで実施されたこと、そして平安時代末期頃につくられた優秀な仏像が、300 年以上後の室町時代にも大切に扱われていたことがわかりました。

長野城跡（国指定史跡）
津市美里町桂畑・北長野

